

# 東京都立広尾高等学校管理運営規程

10 広高第 278 号

平成 10 年 12 月 25 日校長決定

平成 15 年 4 月 30 日一部改正

平成 16 年 4 月 1 日一部改正

平成 18 年 4 月 1 日一部改正

平成 19 年 4 月 2 日一部改正

平成 20 年 4 月 1 日一部改正

平成 21 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 4 月 5 日一部改正

平成 22 年 12 月 1 日一部改正

平成 23 年 5 月 1 日一部改正

平成 24 年 4 月 1 日一部改正

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

## 第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立広尾高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

## 第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

## 第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

## 第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督する。

## 第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

## 第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

## 第8 経営企画室長

- 1 経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。
- 2 経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の所属職員を指揮監督する。

## 第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

## 1 部

教務部、生活指導部、進路指導部及び総務部を置く。その所掌内容は次の通りとする。

教務部：教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取扱等、教務に関することを所掌する。

生活指導部：生活指導計画の立案及び実施、生徒会指導、生活指導に関する資料の整備に関する事を所掌する。学校における美化指導及び保健指導に係わる計画及び実施、生徒の健康管理、教育相談等、保健に関する事を所掌する。

進路指導部：進路指導計画の立案及び実施、進路情報の収集・整理、校外関係諸機関との連絡等、進路に関する事を所掌する。図書室の管理・運営、蔵書の保管・統計、読書相談等、図書指導に関する事を所掌する。

総務部：学校広報、PTA、同窓会、地域連携、庶務に関する事を所掌する。

## 2 学年

第1学年、第2学年、第3学年を置く。

## 3 教科

(1) 国語科、地理歴史科、公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、外国語科、家庭科、情報科を置く。

(2) 国語科、地理歴史・公民科、数学科、理科、保健体育科、外国語科に教科主任を置く。

## 4 企画調整会議

第11に記す。

## 5 職員会議

第12に記す。

## 6 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。その他芸術科、家庭科、情報科に教科会を置く。

## 7 委員会

防災教育推進委員会、安全衛生委員会、学校保健委員会、学校開放事業委員会、教科書選定委員会、入学選抜委員会、図書書選定委員会、カリキュラム検討委員会、募集対策委員会、特別支援教育推進委員会、学力向上推進委員会、学校いじめ対策委員会、人間と社会運営委員会、省エネ委員会、進学実績向上プロジェクトチームを置く。

## 8 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会設置要綱に基づき、学校運営連絡協議会を置く。

## 9 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

## 10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

## 11 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

## 第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

## 第11 企画調整会議

### 1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

### 2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭

東京都公立学校の管理運営に関する規則第10条の3に規定する主任とする。

### 3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営協議会協議委員を参加させることができる。

### 4 開催

定例会は原則として毎週一回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定を行うに当たって、所属職員の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月2回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録としてまとめ、会議終了後直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考查及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

5 招集

教科会は、教科主任が招集する。教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第14 分掌組織図

分掌組織図は、別表のとおりとする。

## 第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

## 第16 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係わる規定」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

## 第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

## 第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

## 附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。(平成12年3月23日付11広高第515号)

## 附 則

この規程は、平成15年4月30日から施行する。(平成15年4月30日付15広高第178号)

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。(平成15年4月1日付16広高第43号)

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。(平成18年4月1日付18広高第23号)

## 附 則

この規程は、平成19年4月2日から施行する。(平成19年4月2日付19広高第23号)

## 附 則

この規程は、平成19年4月2日から施行する。(平成20年4月1日付20広高第23号)

## 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年4月1日付21広高第27号)

## 附 則

この規程は、平成22年4月5日から施行する。(平成22年4月5日付22広高第46号)

## 附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。(平成22年12月1日付22広高第727号)

## 附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。(平成23年5月1日付23広高第35号)

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(平成23年3月29日付23広高第1106号)

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年3月22日付24広高第1226号)

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年4月1日付26広高第15号)

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年3月19日付27広高第1075号)

## 附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年2月28日付28広高第852号)

## 附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年3月23日付29広高第1300号)